

資料編



松田町第5次総合計画・計画体系

基本姿勢

魅力づくり

住みやすさ
づくり

持続的な
まちづくり

将来像

【将来像】

「緑と清流のまち ゆとりを楽しむ きらめく 松田」

施策形成の
観点

【まち空間形成の観点】

- (1) 緑・水を基調としたまちの基本構造に立脚
- (2) 松田地区と寄地区の特性を尊重
- (3) 町域、両地区の価値を高めるゾーン、軸、拠点の形成

【成果の継承と広域行政の推進の観点】

- (1) 施策の成果の継承
- (2) 他団体における取り組みの把握と展開
- (3) 町民との協働や広域行政の推進

人口フレーム

【将来人口フレーム】

平成30年：総人口11,000人

年少人口 (0～14歳)：1,000人
 年産年齢人口 (15～64歳)：6,700人
 老年人口 (65歳以上)：3,300人

施策の大綱・まちづくりアクションプログラム

① 自然豊かな美しい環境を育む (自然・環境)

② 安全で心地よい環境を育む (都市基盤・生活環境)

③ 元気と心かよう安らぎを育む (健康・福祉)

④ 未来をひらく人と文化を育む (教育・文化)

⑤ 創造性豊かな活力を育む (産 業)

⑥ みんなが誇れるまちを育む (行財政、自治・まちづくり)

まちづくり戦略

新まちづくりアクションプログラムでの「重点事業」

定住化を
促進する
プロジェクト

骨格形成
プロジェクト

住まいづくり
プロジェクト

うるおいづくり
プロジェクト

安全・安心づくり
プロジェクト

まなびやづくり
プロジェクト

松田町第5次総合計画 新まちづくりアクションプログラム策定経過

月 日	内 容
平成25年11月15日～ 平成26年 1月15日	まちづくりアンケート調査
平成26年 6月22日	町長と語ろう 賑わいあるまちづくり座談会 (宇津茂地域集会施設、弥勒寺多目的集会施設)
平成26年 6月28日	町長と語ろう 賑わいあるまちづくり座談会 (萱沼児童館、湯の沢児童センター、神山地域集会施設)
平成26年 6月29日	町長と語ろう 賑わいあるまちづくり座談会 (店屋場地域集会施設、茶屋地域集会施設、町屋地域集会施設)
平成26年 7月 5日	町長と語ろう 賑わいあるまちづくり座談会 (虫沢地域集会施設、仲町屋地域集会施設、沢尻地域集会施設、河内児童センター)
平成26年 7月 6日	町長と語ろう 賑わいあるまちづくり座談会 (役場、かなん沢・中里地域集会施設、城山地域集会施設)
平成26年 8月11日～ 平成26年 8月29日	新まちづくりアクションプログラム策定のための所管課とのヒアリング
平成26年 9月25日	分野別まちづくり座談会 (町商工振興会、町文化祭出場団体)
平成26年 9月27日	分野別まちづくり座談会 (小学生の所属するスポーツ登録団体)
平成26年10月5日	分野別まちづくり座談会 (立花学園高等学校在校生)
平成26年10月12日	分野別まちづくり座談会 (さくら保育園、松田・寄幼稚園、松田・寄小学校、松田・寄中学校保護者)
平成26年10月27日	第1回 総合計画審議会 ・まちづくりアンケート調査結果について ・まちづくり座談会の開催結果について ・前期まちづくりアクションプログラムの進捗状況について ・まちづくりアクションプログラム策定に係る意見交換について
平成26年12月 4日	議会全員協議会 ・前期まちづくりアクションプログラムの取組状況について ・新まちづくりアクションプログラムの策定状況について
平成27年 1月30日	第2回 総合計画審議会 ・新まちづくりアクションプログラム案の諮問について ・新まちづくりアクションプログラム策定に係る意見交換について
平成27年 2月13日	議会全員協議会 ・新まちづくりアクションプログラムの概要について
平成27年 2月16日～ 平成27年 2月24日	パブリックコメントの実施
平成27年 2月20日～ 平成27年 2月22日	新まちづくりアクションプログラム策定のための所管課とのヒアリング
平成27年 3月11日	議会全員協議会 ・新まちづくりアクションプログラムの最終案について
平成27年 3月18日	第3回 総合計画審議会 ・新まちづくりアクションプログラム策定に係る意見交換について ・新まちづくりアクションプログラム案への答申について

松田町総合計画審議会条例

○松田町総合計画審議会条例

(昭和43年12月27日条例第27号)

改正 平成10年 3月25日条例第11号 平成11年 9月17日条例第10号
平成19年 3月30日条例第 3号 平成23年 6月15日条例第13号
平成26年 7月25日条例第 8号

(目的)

第1条 この条例は、松田町の長期かつ総合的な目標を計画策定し、松田町の発展を期するとともに住民福祉の向上に寄与するための松田町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、松田町総合計画の策定、その他、その実施に関して、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 町の区域内の教育、農林業等の各種団体の代表 8人以内
- (2) 学識経験を有する者 4人以内
- (3) 公募による者 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、後任者が任命されるまで在任する。

2 委員は、再任することができる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が命ずる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年 3月25日条例第11号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年 4月 1日から施行する。

附 則（平成11年 9月17日条例第10号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、改正前の条例の規定により任命された委員については、この条例により任命されたものとみなし、その任期満了まで在任する。

附 則（平成19年3月30日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（松田町部設置条例の廃止）

- 2 松田町部設置条例（平成10年松田町条例第11号）は、廃止する。

（松田町議会委員会条例の一部を改正する条例）

- 3 松田町議会委員会条例（昭和62年松田町条例第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（松田町総合計画審議会条例の一部を改正する条例）

- 4 松田町総合計画審議会条例（昭和43年松田町条例第27号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（松田町都市計画審議会条例の一部を改正する条例）

- 5 松田町都市計画審議会条例（平成12年松田町条例第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（松田町第二東名自動車道事業対策委員会条例の一部を改正する条例）

- 6 松田町第二東名自動車道事業対策委員会条例（平成5年松田町条例第22号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例）

- 7 松田町交通指導隊設置条例（昭和44年松田町条例第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（松田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例）

- 8 松田町特別職報酬等審議会条例（昭和46年松田町条例第27号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する条例）

- 9 松田町水道事業等に関する設置条例（昭和43年松田町条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成23年6月15日条例第13号）

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成26年7月25日条例第8号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

松田町総合計画審議会委員名簿

役 職	氏 名	団 体 等
会 長	古舘 信生	学 識 経 験 者
副会長	杉山 一男	自 治 会
委 員	内藤 武一	農 業 委 員 会
委 員	安藤 文一	教 育 委 員 会
委 員	高橋 始	自 治 会
委 員	久野 敦子	民生委員 児童委員協議会
委 員	中村 公三	商 工 振 興 会
委 員	坂田 純	学識経験者(P T A 経験者)
委 員	小島 有子	学識経験者(P T A 経験者)
委 員	鍵和田金吾	学 識 経 験 者
委 員	中川 雅実	公 募
委 員	八巻 清	公 募
委 員	吉崎なつき	公 募

松田町総合計画審議会
会 長 古 舘 信 生 殿

松田町長 本山 博幸

松田町第 5 次総合計画 新まちづくりアクションプログラム原案について（諮問）

このことについて、松田町総合計画審議会条例第 2 条の規定により貴審議会に諮問いたします。

松田町長 本山博幸様

松田町総合計画審議会
会長 古 舘 信 生

平成27年 1 月30日付け松第877号において諮問のありました標記原案について、当審議会は慎重に審議を重ねた結果、その内容は妥当なものであると認めます。

今後、松田町第5次総合計画の大きなコンセプトである定住化の促進に向け、5つのまちづくり戦略に位置付けた事業、その中でも特に重点的、優先的に取り組むとした重点事業を中心として、計画の効果的かつ着実な推進に努められるよう期待するとともに、実施にあたっては、特に次の点に留意されるよう強く希望します。

記

- 1 町は現在、人口減少や少子高齢化の進展などにより、将来、消滅の可能性がある自治体として強い危機感を持たなければならない状況に置かれている。これらの課題解決に向け、幅広く町民の知恵と汗を結集し、基本構想に掲げられた「まちづくり戦略プロジェクト」を着実に推進することで、これまで以上の「定住化」によるまちづくりの実践に努めること。
- 2 この計画に示された施策を実現するため、健全かつ効果的な財政運営に努めるとともに、常に進捗状況を管理しながら持続可能な行政運営に努めること。
- 3 これからのまちづくりには、行政だけではなく、町民一人ひとりの声が、まちづくりに活かされる仕組みづくりが必要となる。そのため、これまで以上に、まちづくりのあらゆる場面において、町民と行政がそれぞれの役割や責任を分担し、互いに協力し合う協働のまちづくりを推進すること。

松田町第5次総合計画 新まちづくりアクションプログラム

平成 27 年 3 月

発行 松田町 政策推進課

〒 258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037 番地

T E L : 0465-83-1221(代)

F A X : 0465-83-1229

H P : <http://town.matsuda.kanagawa.jp>

E-mail : kikaku@town.matsuda.kanagawa.jp

協力調査機関 株式会社 都市計画センター